

平成 22 年 4 月 23 日

平成 22 年 第 4 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 2 年 第 4 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成22年 4 月23日（金曜日）午後 2 時00分～午後 3 時15分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 6 ・ 7 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 小 島 昇 公

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部
参 事 兼 今 城 徹

学校教育課長
兼 特別支援 田 代 雄 己
教 育 係 長

建 築 課 長 兼
教育施設担当 堂 垣 隆 志
副 参 事

給 食 課 長 梶 川 義 夫

社会教育課長 佐 伯 芳 幸

中央公民館長
兼 南 街 長 島 孝 夫
公 民 館 長

中央図書館長
兼 桜 が 丘 松 井 悟
図 書 館 長

指 導 主 事 川 島 直 人

6. 書 記

庶 務 係 長 尾 又 斉 夫

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第17号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第5 第18号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について

第6 第19号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について

第7 第20号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について

第8 第21号議案 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について

第9 その他報告事項 (1) 平成22年度教育課程について
(2) 平成23年度使用小学校教科用図書採択について
(3) 平成23年度使用特別支援学級用教科用図書採択について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成22年第4回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○佐久間教育長 それでは、平成22年3月24日から平成22年4月19日の間の諸務報告を申し上げます。

平成22年3月24日、防犯ブザー寄付収受式に出席いたしました。毎年、読売新聞販売所から、小学校に入学する児童のためにといたしまして、防犯ブザーの寄附を受けておりますが、本年も小学校1年生用に防犯ブザーを寄附していただきました。数量は940個であります。

3月25日、第六小学校卒業式に出席いたしました。

同日、青少年問題協議会に出席いたしました。この席におきまして、善行青少年表彰式を行い、都立東大和高校の3人の生徒を表彰いたしました。

3月26日、平成22年第1回東大和市議会本会議に出席いたしました。この本会議は、3月2日から開会していた平成22年第1回市議会定例会の最終日で、平成22年度当初予算の採決等が行われました。平成22年当初予算は、一般会計、特別会計ともに原案どおり可決となりました。

3月29日、平成21年度教職員初任者研修閉講式に出席いたしました。この研修は、教育公務員特例法に基づき初任者に義務づけられた研修でありまして、1年間を通して行われたものであります。

3月30日、市内防犯カメラ運用開始式に出席いたしました。この防犯カメラは、犯罪に対して抑止効果を期待したものでありまして、東京都では唯一、東大和警

察署管内の当市と武蔵村山市に設置されました。当市では、南街区域を中心に25台のカメラが設置されております。

3月31日、退職者への辞令交付式に出席いたしました。市の職員37人が退職いたしました。

同日、退職校長への東京都感謝状伝達を行いました。感謝状をお渡しした退職校長は、第五中学校の小林総一氏であります。

4月1日、市職員の新規採用職員辞令交付式に出席いたしました。新規採用職員は22人であります。

同日、市職員の異動辞令交付式に出席いたしました。異動の対象となった職員は86人であります。

同日、校長・副校長・主幹への辞令伝達を行いました。東京都教育委員会の辞令を伝達したものであります。

同日、校長・副校長合同会議に出席いたしました。

4月2日、新規採用教職員及び異動教職員への辞令伝達式に出席いたしました。

同日、平成22年度初任者研修開講式に出席いたしました。この教職員の初任者研修も、前年度同様、教育公務員特例法に定められた研修でありまして、1年間を通して研修していくことになります。平成22年度は19人が対象となっております。

4月6日、第十小学校入学式に出席いたしました。

4月7日、第一中学校入学式に出席いたしました。

4月8日、定例校長会に出席いたしました。私からは、児童・生徒への配慮をお願いし、また初任者の先生方あるいは異動してきた先生方が、体調を崩すことがないように見守りをしてほしい旨をお願いいたしました。

4月9日、教育委員懇談会に出席いたしました。

4月12日、東京都市教育長会に出席いたしました。平成22年度の教育長会会長に東村山市の教育長が就任いたしました。

4月14日、東大和市更生保護女性会総会に出席いたしました。平成21年度事業報告及び決算報告が承認され、平成22年度事業計画及び予算案が原案どおり決定されました。

4月19日、学校と東大和警察署連絡会に出席いたしました。この会は、東大和市と武蔵村山市内にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、東大和警

察署が相互に連携して児童・生徒の健全育成を目指しているものでありまして、80人ほどの方が集まり、それぞれの学校の状況や課題について報告されました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第5号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、ご報告申し上げます。

本件は、副校長の任命につきまして、東京都教育委員会への内申についてであります。

平成22年4月1日付の校長及び副校長の任命の内申につきましては、2月の教育委員会において教育長の事務の臨時代理として報告申し上げましたが、その後、前第三中学校副校長が校長に昇任となりましたので、後任の第三中学校副校長の異動が追加でありました。内申するにあたり、教育委員会に付議するいとまがなかったことから、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則に基づきまして、事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回ご報告申し上げます、ご承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育部参事兼指導室長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、副校長の任命について、具体的にお話しさせていただきたいと思います。

ただいま教育長から説明があったとおり、2月の教育委員会における報告の段階では、当時の首藤盛治第三中学校副校長の内申につきましては、校長要員ということで内示をいただいております。それが、東京都教育委員会から3月の末になりまして、昇任ということで内申がございました。首藤盛治、当時の副校長につきましては、現練馬区立大泉学園中学校長へということの昇任への内示でございます。

つきましては、後任としまして前立川市立立川第九中学校主幹教諭、水越伸郎が第三中学校副校長に昇任転入ということになりましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第17号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第4、第17号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第17号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を

申し上げます。

今回の委員の委嘱は、東京都多摩立川保健所職員の人事異動に伴うものであります。

本年4月1日に、立川保健所、生活環境安全課長でありました近藤治美氏が異動となりまして、後任に古田賢二氏が着任いたしましたので、古田賢二氏を本運営委員会委員として委嘱するものであります。

委嘱につきましては、平成22年5月1日付とさせていただきますと存じます。

なお、任期は立川保健所、生活環境安全課長にある間となっております。

よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第17号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第17号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第18号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について

○鈴木委員長 日程第5、第18号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第18号議案 東大和市立郷土博物館長の任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在の郷土博物館長の岸永通氏の任期が、平成22年4月30日で満了となります。今回後任の郷土博物館長に中澤正至氏を任命いたしたく御提案するものであります。

す。

任期につきましては、平成22年5月1日から平成23年4月30日までの1年間であります。

中澤正至氏の身分は、東大和市の嘱託員でありまして、東大和市嘱託員の設置に関する要綱の規定により、任期が1年となるものであります。

なお、中澤正至氏の生年月日、住所、経歴等は、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第18号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第18号議案 東大和市立郷土博物館長の任命について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第19号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第6、第19号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市社会教育委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市社会教育委員の任期が平成22年4月30日に満了することに伴いまして、次期の東大和市社会教育委員9人の方の委嘱につきましてご提案申し上げます。

任期につきましては、平成22年5月1日から平成24年4月30日までであります。

社会教育委員につきましては、東大和市社会教育委員の設置等に関する条例で、委員定数10人以内となっております。1名欠員状況であります。できるだけ早く委員の選任をいたしたいというふうに考えております。

今回委嘱する候補者につきましては名簿のとおりであります。新任が3人、再任が6人です。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第19号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市社会教育委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第20号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第7、第20号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第20号議案 東大和市体育指導委員の委嘱についてにつきましては、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在の体育指導委員につきましては、3月24日の定例教育委員会で、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間で13名の方々に委嘱いたしました。

しかし、定数に対し不足が生じておりましたので、今回新たに高松直也氏を体育指導委員に委嘱いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

任期につきましては、平成22年5月1日から平成24年3月31日までとしたいと考えております。

なお、氏名、住所、生年月日等につきましては、お手元の議案書の記載のとおりであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第20号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第20号議案 東大和市体育指導委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

**◎日程第8 第21号議案 平成22年度東大和市社会教育関係団体
連合体に対する補助金の交付に伴う諮問
について**

○鈴木委員長 日程第8、第21号議案 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第21号議案 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、市が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には、社会教育法第13条の規定に基づきまして、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならないとされていることによるものであります。

このことから、平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴い、教育委員会から社会教育委員会議へ諮問をするものであります。

なお、本件の補助申請額は384万6,400円で、平成21年度の補助申請額と同額となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○土田委員 21号議案の資料、これが提示されているわけですが、平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱と書いてありますね。この中に、補助金の交付申請というのがあって、その様式がどのようなものかということをやっと疑問に思っています。もしそれがあれば、1号様式とか2号様式とかってありますが、どういう様式の書類があるのか。もしあったらお示しいただきたい。

○鈴木委員長 土田委員から書類の様式があれば示してほしいというお話がありましたが、事務局のほうで用意できますか。

土田委員から、補助金の交付申請の様式についてご意見が出ました。この様式について、委員の皆様へ配付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 よろしいようですので、では事務局の方、配付願います。

ただいまお配りした資料も含めて、ご質疑があればご発言をお願いいたします。
小泉委員。

○小泉委員 お尋ねいたします。

東大和市合唱連盟と東大和市音楽連盟、この組織とあり方の違いをお聞きしたいと思います。

それから、今交付申請書が配付されましたので、多分これにかかわってくるかと思うのですが、交付額のこの7団体への分ける基準ですね、それもお示してください。

よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ほかにご質疑ありませんか。

では、2点、お願いします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 まず、合唱連盟についてでございますが、合唱連盟につきま

しては、目的といたしまして合唱を体験する機会を提供することにより、市民の合唱、音楽への理解を深め、新たに合唱人口を発掘する、あわせて相互の親睦を図るというのが大きな目的で事業を組んでおられます。そして、音楽連盟のほうは、主に楽器の演奏のほうがメインでございまして、可能性豊かな若い人材発掘を目的とし、若い演奏家の発表や研さんの場をつくっていくという大きな目的がございまして、双方の目的、活動の違いがありまして一緒の団体にはなっていない。過去にもそういうお話があったようですが、さまざまな活動の違いがありまして、別々の団体になっているものでございます。

それから、交付額の基準でございしますが、今お配りしました1号様式の補助金申請額というところがございまして、1号様式の一番下、(C)とございしますが、各連合体のほうから申請額が上がってきてございます。この額につきましては、各連合体のほうで年度計画をする際、1年間の活動を計画し、その中で必要、補助対象経費も出しながら、補助金の申請をさせていただいているものでございます。

その中で、この交付要綱の中では、第5条でございしますが、補助金の交付額は、予算の範囲内とする。第1条にもございしますが、その関係で通常の補助金を出す場合には補助率というのがございしますが、この要綱、補助金を出す際には、そのような補助率がございまして、各連合体のほうで事業に必要な事業額を計算するわけなんです、例年この補助金を想定して事業を組んでいらっしゃることもございまして、前年の金額をベースに事業を計画し、交付申請をしてきていただいております。

市の財政状況もございまして、各連合体では補助金の増額は暗黙の中でお考えになられまして、昨年と同様の金額を交付申請で上げてきているものであります。その関係で、交付申請が上がりました時点で内容の審査をし、適切であるというふうになった段階で、昨年の金額を、この額を積算して社会教育委員会のほうに諮問をしている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

各団体に所属する人数というのは、加味されないのでしょうか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 各連合体で、加盟している団体がそれぞれございますが、そ

の加盟団体の人数に比例をしてといいますか、その人数に比例して補助額が変わるというような補助の仕方ではありません。

以上です。

○鈴木委員長 そのほかございませんか。

土田委員。

○土田委員 これは総額ですけれども、2年前に20%カット、その前の年より20%減らされたと思っています。それと同じ額ですね。それで、各連盟から増額の要請はないんでしょうか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 2年前に補助金の削減が、市の予算編成で方針が出されて20%のカットがございました。その金額が現在も続いております。

ただ、昨年、同時期に公民館の利用者連絡会のほうの交付申請がありませんでしたので、その額がそのままなくなっており、残った金額、各団体への申請額は昨年度と同様でございます。

以上です。

○鈴木委員長 そのほかございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 この交付額なんですが、年度内に消化し切れないような場合があるのかと思うんですが、それは返却しなきゃいけないとか、どうなんだろう、年度内に消費してしまわなければいけない規定になっているんでしょうか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今日ご配付いたしております第14条、補助金の返還でございますが、これまででございますが、補助金のほうにつきましては、各連合体のほうではよくご存じでいらっしゃるしまして、補助額を上回る事業で執行しております、返還ということはないということではありますが、万が一出た場合には返還もあり得ると、そのような要綱にはなっております。

以上です。

○鈴木委員長 教育長。

○佐久間教育長 補助金の事業というのは、補助金が半分よりか上になってしまうとまずいということになりますので、全事業の半分以上を補助金額が上回らないということで事業をしてもらいますので、まず補助金を下回る事業というのがないの

が普通であります。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。よく理解できました。

○鈴木委員長 ちょっと私のほうから。小泉委員が先ほどおっしゃったのは、年度内に予算を消化できなかった場合は返却するのかというご質問もあったんですけども。

○鈴木委員長 教育長。

○佐久間教育長 すべて年度ですから、一応3月末、もう少し前に実績報告書を出しますよね。その実績報告書の中でやります。だから、そのときに、その補助金額まで消化しないということになれば、それは当然のことながら返還になりますが、事実、今部長が言いました、やらなかったところがありまして、19年度かな、そのところは結局はその分を返してもらったということになります。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員ありますか。

○土田委員 よろしいですか。余分なことだと思うんですが、この会が期間内に消滅することがあった場合には、やはりそういうものは返還されるということになると思うんですが。解散したとか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 余りそういうことがあると、余り好ましくはないと思いますが、当然補助金ですので、使われないまま消滅した場合には返還していただくことになります。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第21号議案 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第21号議案 平成22年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について、本件を承認と決します。

◎日程第9 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第9、その他報告事項を行います。

報告事項1、平成22年度教育課程について、本件の報告をお願いいたします。
指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、平成22年度教育課程の分析について報告をいたします。

すみません、事前にお配りした資料に一部不手際がありましたこととお詫び申し上げます。

資料、その他報告の(1)をご覧ください。

まず最初、1番目が、儀式的行事、年間授業日数、時数、単位時間についてでございます。

(1)小学校、(2)中学校でございます。幾つか抜粋してご説明を差し上げます。

まず、小学校のほうの年間授業日数でございますけれども、今年度は1年生から4年生までが204日、5年生から6年生、卒業式がございますので1日多くて205日ということでございます。

中学校のほうですけれども、中学校の年間授業日数につきましては、1年生204日、2年生205、3年生が4校が201、二中のみが202日、これは修学旅行が、業者との契約上、どうしても土日を絡めていく学校が割り当てで出てきてしまうものでございます。中学校、生徒ですけれども、生徒の過重負担を考えた段階で、振り替え休業日を適正にとるということでございますけれども、二中の場合には振り替え休業日を1日だけ設定し、もう1日を授業日数に充てたということにより202日と、他校とは1日違うところでございます。

中学校の単位時間につきましては、50分の1週間28コマでございますが、その中で、これは昨年度も同様でございますが、三中だけはそのうちの1コマを帯時間帯、モジュールといいますけれども、15分をずっと帯に使っていて、15分と10分ですね、そして50分で1コマという計算をしているということでございます。

中学校の年間授業時数につきましては、そこにあるとおり各学校によって若干異なりますけれども、どの学校も標準の授業時数を大幅に超えているところでございます。中学校の年間の標準授業時数は980時間でございます。つまり、それを超えた部分については、より充実した学力の向上を図るための授業に当てる。または何か突発的な、昨年度でいいますと新型インフルエンザ等の休業等への対応

に活用するという形になるところでございます。

道徳の授業でございますけれども、小学校も中学校も年間、小学校の1年生だけは34時間でございますけれども、それ以外は35時間以上を確保するというですね、これについては達成できているところでございます。

続いて、2ページ目でございます。

選択教科、これは中学校でございます。

選択教科は、新学習指導要領では、これはなくなるものでございます。平成24年度には、学習指導要領上なくなるものでございますが、今移行措置期間中でありますので、一番左の学年のところにあります1年生がゼロから15、これが移行措置期間の学習指導要領上に記載されている時数でございます。つまり、1年生はやらなくていいということを言っております。当市の場合には、5校中4校がもう開設はしておりません。五中だけ英語で選択教科を設定しているという状況でございます。時間数は15時間です。

2年生につきましては、15から50時間、今年度、22年度はやることになっております。3年生は40から105時間を設定するということでありまして、それについての学校が、どの教科で、何教科で開設しているかというのは、そこに記載されているものでございます。

3番は、基本方針、または指導の重点に記載されているキーワードを挙げたものでございます。

小・中連携につきましては、これはすべての学校が必ず入れるということにしております関係で、ここには改めて記載はしておりません。小・中連携につきましては、基本方針の中、指導の重点等の中に、必ず文言としてどのような取り組みをするか、これは15校すべてに記載していただいているところでございます。

そのほか、人権尊重ですとか規範意識、主体的なですとか、授業改善、情報教育、また読書、食に関するもの、キャリア、特別支援と今日的な教育課題に関する文言が記載されているというところでございます。

4は「総合的な学習の時間」についてでございます。

総合的な学習の時間の時数につきましては、小学校の場合には、小学校（10校）の下にあります3年生、95時間から始まって、6年生は75から110時間を設定することというふうにされております。どの学校も適正に実施されていると。

中学校の場合には、そこに書いてあるとおり1年生は50から65、2年生、3年

生、そこに記載されている時間数を行うということになっておりますが、どの学校も適正な配置をしているところでございます。

5番、英語活動につきまして、小学校の5・6年生が、新しい学習指導要領では英語活動が始まります。現在は移行措置期間でございますので、これは学校の裁量に任されておまして、ゼロから35時間を設定するということになっております。来年度からは、すべての学校が35時間を設定するということでございますけれども、現段階では学校に任されているということで、本市の小学校につきましては、16時間から20時間を設定している学校を3校として、そして31から35が1校という形で、もうすべての学校が英語活動をスタートしているところでございます。

6番、特色ある教育活動、これも教育課程の中に、特色ある教育活動として記載をする場所がありますが、そこに上げてある、これもキーワードとなる言葉を抜き出したものでございます。

先ほどの基本方針等に入っている文言とダブるところがかなりありますが、やはりここでも学力向上、授業力向上から始まりまして、さまざまな取り組み、特に読書指導につきましてはすべての学校が位置づけているというところでございます。

また、中学校でいいますと一番下の部活動推進というところは、やはり中学校で大きな活動でございますので、すべての学校が部活動の推進を上げております。

なお、昨年度からスタートしました合同部活動、二中につきましては引き続き今年度も継続して推進をしておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

生活指導・進路指導のところで記載されているキーワードでございます。基本的な生活習慣ですとか、人権尊重、教育相談、安心・安全、そしてキャリア教育と、すべての学校がこのような文言を入れているというところでございます。

読書活動の推進ということでいいますと、小学校は10校中10校、中学校は5校中3校とありますけれども、別の項目で、先ほど言いましたように読書活動というのは、すべての学校が必ずやはり重点として取り上げているところではあります。

その他につきましては、連合行事、そして運動会、学芸的な活動等の日程を一覧として上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

教育長。

○佐久間教育長 小学校の基準時間って何時間。中学校、980……

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 中学校は、1年から3年までがすべて980時間でございます。小学校は、今ちょうど移行措置期間でありまして、今年度で申しますと1年生が816時間です。これが来年度、完全実施になりますと850時間となります。実際に現行、現行というのは、平成20年度まで行われていたものでございますけれども、これが1年生でいうと782時間でございますから、68時間、週当たりで言いますと約2時間の増時間ということになります。

引き続き小学校の場合には、学年に応じて時数がどんどん増えてまいります。今年度で言いますと2年生が875時間、3年生が945時間、そして4年生以上は中学生と同じ980時間でございます。3年生以上につきましては、もう今年度から新学習指導要領と同じだけの時間数を設定しておりますので、来年度以降も3年生、945、4、5、6年生は980時間、これは変わらないところでございます。

これまでの学習指導要領から、どれぐらいの時数が増えたかと言いますと、今言いました4、5、6年生で言いますと、今まで945時間ございましたから35時間、簡単にいうと年間35時間で計算しておりますので、週当たりで言いますと1時間の増時数ということになっております。今まで大体1週間当たり27枠、こまと言うんですかね、設定していたのが、新しい学習指導要領上は28こま設定しなくてはならないということでございます。

東大和市の場合には、この1こまの分を検討委員会の元にした方法によりまして、昨年度から小学校、今年度から中学校もあわせてですけれども、夏季休業を短縮させること、都民の日と開校記念日を授業日とすること、そして給食の回数を増やして午後の時間数を増やしたことによって、この1こま分をどうにか確保して、放課後の時間等を確保するという考えで進めているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 2点お尋ねいたします。

来年度から本格的に外国語活動が小学校5・6年生を対象に実施されるということですが、今までも皆さん、各学校で工夫をしていろんな取り組みをなさっておられるのも拝見してきましたが、さらに何かより充実した指導等、指導体制等を考えておられるようでしたらお聞かせください。

あともう1点ですが、東大和市教育委員会の方針として、小・中連携ということをとっても重いテーマとして、これからもされていくわけですが、特に小・中学校の連合行事、これが、今この資料で拝見しますと、連合書き初め展、これが1つなんですけれども、もっと何か検討できないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 まず1つ目でございますが、1つ目は小学校5・6年生にやります外国語活動、英語を取り込む、入れておりますけれども、これの指導の工夫ということでございますけれども、現在校内研究として、昨年度も第八小学校等が取り組んでいる。先進校の資料を共有化するというのが1つあると思います。今年度も一小ですとか四小ですとか、八小も継続してといっておりますので、そのあたりがやはり先進校としての実践、教材の提供という部分では大きな参考になるかと。また、文部科学省が今、実際に提供しています英語ノートですね、これもまた改訂版を出しているというところでございますので、これを活用する。そして今、本市では外国語活動、そして中学校はALT推進活動という委員会を設置しておりますので、そちらで今年度は、後ほどお話しします小・中連携についても、外国語活動、そして中学校の外国語ですね、これをつなげたカリキュラムの作成を行います。これを1つの指針として、各校の小学校の外国語活動の指導等、一助にしていきたいという考えで進めているところでございます。

先進的な取り組みをしている学校、本市でいうと第八小学校、かなりいろいろな教材をそろえて進めておりますので、この実践を広げていくこと、または他地区のそういった先進的な実践を取り入れていくことが非常に重要である。と同時に、やはり指導計画を整備すること。これがやはり一番重要であるということでもありますので、今年度、1年間かけて小・中連携の指導計画を外国語でもつくっていくという考えであります。

小・中連携につきましては、小泉委員のおっしゃるとおりでございまして、現在はカリキュラムの作成が今年度の重点であります。すべての教科、そして今言いました外国語、また道徳等の9年間を見通した指導計画をつくっていく、今年度中にすべて、これは検討委員会を設置して作成をいたします。

と同時に、今校長会のほうでも検討し始めてくださっているのが、小学校、中学校の教育研究会、これがそれぞれ別々で今行われているものを、すべて一緒というわけにはいかないとは思いますが、共同で、同じ専門教科を持つ小学校、中学校の先生が教科を通した連携を図る、指導法の研究を図るということも非常に重要であるということでもありますので、今後その方向性を持って進めたいのと同時に、やはり体育的な、そして文化的な行事等の連携も積極的に推進していけるように、今年度、検討していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 そのほかございませんか。

では、私のほうからお願いします。

第三中学校のモジュールによる1コマですよね。これはモジュールのほうで、指導効果が上がるという教育活動をしていらっしゃるのかどうか。なぜモジュールをここで採用しているのかということと、1つお尋ねしたいのと、年間授業時数ですけども、この表によると中学2年、3年を見ると第四中学校の2年は一番少なく、多い学校よりも31時間少ない。中3になると、第四中学校は多い学校よりも28時間少ない。そうすると、2年生の子供が3年生に上がって、通して授業時数が59時間、合わせると少なくなってくるという計算上になってくるんですけども、標準時数は上回っているというお話ですが、こんなに差があるということは、なぜこういう差が出てくるのか、その辺の説明をお願いします。

指導室長。

○今城学校教育参事兼指導室長 まず初めに、第三中学校のモジュールについてでございます。第三中学校が、ここ数年、このモジュールという形で、朝Mタイムという名称をもって帯時間を使っております。これは主に基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させる、つまり繰り返しの練習、漢字力を高めたり、計算力を高めたり、英単語の語学力というんですかね、英単語力の向上を図るために、繰り返し練習をするために、やはり長い時間よりも短時間を使って進めていった

ほうが、より効果が上がるという考え方でございます。それを子供たちに意欲づけをするために、例えばコンテストというんですかね、検定試験等を独自に行って子供たちの意欲を高めて、そして今言った国語、数学、そして英語の基礎、基本的な知識、技能、確実に習得させるために効果があるということで進めている活動でございます。これが三中のモジュールについてでございます。

2点目の第四中学校等の年間授業時数の格差についてでございますが、すみません、これ改めてきちんとお答えしたいと思いますが、私の感覚で今お話を申し上げると、総授業数は変わらない、大きくは変わらないと思っています。ただ、行事の重点の置き方、恐らく授業時数ではなくて行事、特別活動の時数が第四中学校の場合には多いのではないかとということが推測されると思います。恐らく、四中だけが授業日数が少ないわけではありませんから、授業日数的には同じでありますのでね。そうすると、四中だけがいつも午前授業で帰すという考えではなくて、トータルの時数は大きな違いはないと思っています。ただ、授業時数に当てるか、それとも特活、総合的な学習の時間、または行事、学校行事ですね、それに当てる割合が四中は多いということが推測されるというふうに思います。

また、改めて詳しく調べて、次の機会にお答えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 私のほうからもう1点ですけれども、教育目標を達成するための基本方針、これは私の感想も含んでいるわけですが、規範意識を取り上げているのが、中学校が5校で小学校が2分の1の5校、食に関する教育について取り上げているのが、中学校が5校全校で小学校は3校、それから情報教育については中学校が2校で小学校はゼロと。表の上ではこういう数字になっているわけですが、私が考えるには、規範意識とか食に関する教育などは、むしろ小学校のときから、幼いときからしっかりやってもらって、中学校はその身につけた規範意識に立って学問を深めるという段階ではないかというふうに考えて、この質問をしているわけなんです。

それから、情報教育については、今コミュニケーション能力の育成ということが非常に重視されていて、事実大切だと思うし、携帯電話の活用などについても、小学生高学年になると4分の1の子供が、もう既に携帯電話を利用しているという数字も実態としてあるようですから、小学校の段階で情報教育について、もっ

と意識的に力を入れていただければいいんじゃないかなと。表に出てくる程度に、重点的にお願いしたいものだというのが感想なんですけれども、何かございましたらお願いします。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 委員長のおっしゃるとおりだと思っています。

まず規範意識については、規範意識という言葉を使うのは、やっぱり中学校が非常に敏感な部分でありますから、そういう意味で生活指導的に小学校は若干その意識が弱いというのは、これは現実だと思います。

ただ、小学校の場合には、7番にある生活指導・進路指導の中に、基本的な生活習慣の確立という形で、これをどちらかというと規範意識、チャイムのあいさつを守ろうとか、あいさつをしっかりとしようとか、持ち物をしっかりとしようとか、そういう部分を含めて、規範意識を包み込んだ形で、基本的な生活習慣という形で、この生活指導・進路指導の中に文言として入れているというような状況でございますが、確かにこれからは小・中連携ということになりますと、中学校がかなり規範意識という言葉重視しておりますから、そういう意味では小学校にもやはり規範意識というね、その言葉の定義等も含めて、もうちょっと定着させることも必要かなと思っています。

また、食に関する指導につきましても、すべての学校が食に関する教育については実践を行うというのは、もうこれはやっている関係で、食に関する基本方針と年間指導計画は別資料で必ず提出をいただいて、補助資料としてですね。ですから、必ずどこかに、ほかの教科の指導であったり、特別活動の指導であったり、どこかに食という言葉は出てまいります。ただ、ここの基本方針等に明確に出てきているのが、小学校は少ないということでもありますので、さらにクローズアップさせていくことが重要かなと。

情報教育も同じでございます。すべての学校が情報教育に関する文言は、どこかしらには入っておりますし、情報機器を活用した指導というあり方は、すべての学校で取り扱っているところではありますけれども、実際にこの基本方針の重点の部分で、情報教育と銘打っているところは少ないというのは、委員長のおっしゃるとおりかと思っておりますので、今後またそのあたりについては、学校に対しても指導していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 1点お尋ねいたします。

職場体験なんですけれども、受け入れ先を探すのにどの学校も苦労されているという声を耳にしたことがあります。その受け入れ先を探すのは学校だけが努力なさっているのでしょうか。教育委員会として、何か強力な支援を予定しているとか、できるようなことはありませんでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 基本的には、学校に職場体験の受け入れ場所を探していただいておりますが、教育委員会としては、指導室のほうで商工会議所さんですかね、すぐそちらにありますけれども、そちらにちょうどこの時期、昨年度でいうと9月か10月ぐらいだったのですかね、私と統括指導主事が訪問させていただいて、ちょうど総会がというか、定期会が行われているところで、教育委員会からの文書を提出させていただいて、これから学校が具体的にこういう形で中学生の職場体験をお願いすること、また今年度もなりますのでというごあいさつを、そしてお願いをしているというのが、教育委員会としてのかかわりでございまして、それ以外、具体的な職場について探していただくのは、基本的には学校にお任せしているという状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、質疑を終了いたします。

報告事項2、平成23年度使用小学校教科用図書採択について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、資料、その他報告の(2)、(3)について、私のほうから説明させていただきます。

まず最初のページは、これは東大和市立の小・中学校使用教科用図書の採択要綱でございます。これが一番の大もとになって、今年度の小学校の採択、そして特別支援学級の採択が行われます。

小・中学校の教科用図書の採択要綱につきましては、そこに書いてあるとおりでございますが、主に採択の方法というのが第3条でございます。教育委員会は、次に掲げるところにより採択を行うものとするということで、まずは校種、これにつきましては今年度は小学校でございます。実際は中学校もあるんですけども、大幅な選定につきましては小学校でございます。

種目は、そこにある義務教育諸学校の無償措置に関する13条1項に規定する種目、つまり1種の教科書を採択するということでございます。

(2)は教科書、4年ごとに行う採択は教科書目録云々とありますように、掲載された教科書を対象にして採択を行ってまいります。

なお、それ以外の採択は、特別な事情がある場合を除いて、前年度において使用した教科書を対象にして行うということであります。中学校は、これに当てはまるようになります。

イは、特別支援学級の教科用図書でございます。これは毎年行われるものでございます。

このような形で、教科用図書の採択が行われてまいります。

そして、具体的には、あと2枚めくっていただきますかね。今度、小学校教科用図書採択事務要領でございます。これが本年度、行われるものでございます。

第3にございます平成23年度に使用する教科書について採択がえを行います。平成23年度は、小学校の学習指導要領完全実施でございますので、これに伴いまして教科用図書が全面改訂されます。ということありますので、今回の教科用図書の採択は、非常に重大な事業となるということでございます。

採択につきましては、調査部会を設置しまして、そして教科書採択資料作成会議を中心にして採択を行い、そして教育委員会にご報告差し上げるということでございます。

具体的には、あと2ページをめくっていただきますと、組織表という形で流れが出ております。

一番上に教育委員会がございまして、その下に小学校の教科用図書採択資料作成会議、こちらが小学校の校長、副校長と保護者代表による会議でございます。座長、副座長、各1名、その他9名で開催いたします。そして、その下に小学校の各教科の図書の調査部会を設置いたします。全部で9部会が設置されます。それぞれ小学校の校長先生、または副校長先生が1名、そして教員が10名以内、そ

して保護者代表に2名以内、それぞれに入ってくださいまして、そして調査部会を開催いたします。

日程的な流れは、次のページになります。

別表ということで、日程表、これはまだ予定でございます。

現在、小学校の校長会等に委員の推薦をいただいているところでございます。

そして5月13日には、第1回目の採択資料作成会議、こちらを開催して委員の委嘱を行い、そしてどのように進めていくかの説明を行わさせていただきます。

続きまして、5月17日には、今度は第1回目の調査部会を開催いたします。各部員の委嘱を行い、どのように進めていくかということになります。

これをもとにして、各調査部会が6月15日、第1回目だけを設定しておりますが、第2回目になりますけれども、ここで教科用図書を実際に閲覧しながら、それぞれの教科用図書についての審査といいますかね、選定を行ってまいります。報告書の作成でございます。3回目以降は、必要に応じて各部会ごとに開催をいただきます。

なお、同時に6月18日から7月7日まで、教科書の展示会を当市の教育センターの教育情報室で行いますので、ここでは各学校の先生方も、そして保護者の方々も閲覧することができます。

なお、各学校につきましては、同時に各教科用図書が巡回いたしますので、その際に先生方は教科用図書を見て、そこで作成会議に意見を述べるができることになっております。様式が用意されておりますので、意見がある場合にはそこに記載をいただいて、そしてそれが、教員の場合には各校長を通して、この資料作成会議の参考資料として提出されます。

これを踏まえて、最終的には7月13日までを一応予定しておりますが、教育委員会への報告書を作成してまいります。そして最終的には、この9つの教科用図書につきまして、教育委員会へ報告をさせていただきます。

現在、7月23日が7月の定例教育委員会でございますから、この日を設定しておりますが、かなりのボリュームになりますので、日程的には今調整をもう一度させていただいて、恐らく午前から午後までかかる、かなり時間的にも、時間のかかる作業になりますので、ここにつきましてはちょっと未定ということで、再度今、日程を調整させていただいて、はっきりしました段階で、また教育委員の皆様方にお知らせするという形をとりたいと思っています。

そして、国が定めているところは、8月の末日まで、8月31日までにその結果を報告するということになっておりますので、当市の場合には東京都教育委員会へ、当市の教育委員会の採択結果を報告するという流れになっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項3、平成23年度使用特別支援学級用教科用図書採択について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、続きまして小・中学校の特別支援学級用の教科用図書の採択事務要領についてでございます。

先ほど最初にお話ししましたように、特別支援学級用の教科用図書は毎年採択となっております。昨年度もお願いしたところでございますけれども、今年度も採択事務を進めてまいります。

流れとしましては、その要領の3枚めくっていただきますと組織表が出ております。

一番上に教育委員会がありまして、その下に採択資料作成会議がございます。座長1名、副座長1名、その他2名ということで、保護者代表を含めての資料作成会議でございます。その下に、各特別支援学級用の教科用図書の調査部会、小学校と中学校に分かれて調査部会を設置して、各学級の使用教科用図書の調査を行い、そしてそれを作成会議に提出させていただきます。

それをもう1枚めくっていただきますと、日程的には、先ほどの小学校の流れとほぼ同じで進めてまいります。最終的には、7月13日、この日に教育委員会への報告書を最終的にまとめていきたいと思っております。そして、先ほどと同様でございます。今、7月23日となっておりますけれども、小学校の教科用図書と同じ日程で、同時に教育委員会への報告を差し上げたいと思っておりますので、この点についてはまだ未定でございます。そして、8月31日までに、東京都教育委員会へ採択結果を報告するという流れで進めてまいりたいと思っております。

なお、もう1枚めくっていただきますと、中学校の教科用図書の採択につきま

しては、第3にありますとおり、23年度に使用する教科書については、採択要綱3条に基づいて、平成22年度に使用したものと同一のものを採択するとなっておりますので、今回は調査等の必要はないということでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第4回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時15分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊